

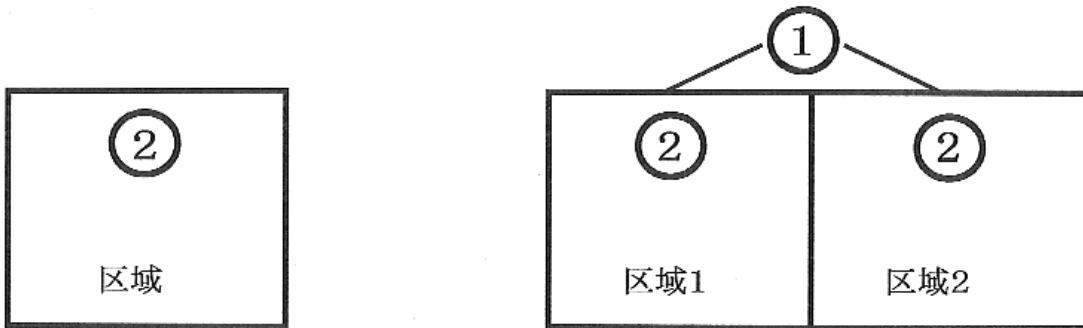
守っていますか！！

雑踏警備業務の配置基準

雑踏警備業務を行う場合、区域と複数区域に、それぞれ配置基準が課せられます。

イベント会場や花火大会などの会場で雑踏警備業務を行う場合、会場内の各区域に、区域内の警備員を指導する者として、雑踏警備業務に係る1級または2級の検定合格者を配置しなければなりません。

また、1つの業者が会場内において複数の区域を担当する場合は、複数の区域全体を統括管理する者として、雑踏警備業務に係る1級の検定合格者を1人配置しなければなりません。



各区域内に2級(又は1級)1人以上配置

1の業者が複数区域を担当する場合は区域全体を統括管理する1級を1人配置

① = 1級検定合格警備員

② = 2級(又は1級)検定合格警備員

※ 配置基準義務に違反した場合、罰則はありませんが、営業停止等の行政処分が科せられます。

問い合わせ先

(社)栃木県警備業協会

TEL (028)658-2010

栃木県警察本部生活安全企画課

TEL (028)621-0110

